

多賀城市監査委員告示第21号

地方自治法第199条第9項の規定により報告した定期監査の結果について、多賀城市長から同条第12項の規定により下記のとおり措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成30年11月1日

多賀城市監査委員 佐伯 光時
多賀城市監査委員 根本 朝栄

記

- 1 監査対象部署
保健福祉部、建設部
- 2 監査結果の報告日
平成30年7月26日
- 3 措置を講じた旨の通知があった日
平成30年8月16日
- 4 措置状況報告の内容
別紙のとおり

指摘指導事項等に係る措置状況報告書

- 1 監査の種類 定期監査
- 2 監査実施日 平成30年6月4日
- 3 監査対象部署 介護福祉課
- 4 措置内容

番号	区分	監査結果内容	措置状況
1	指導	行政財産の目的外使用許可を平成29年3月8日付けで行っているが、使用料の納入期限を平成30年4月2日としていた。多賀城市財産条例第4条第1項では、許可を受けた者は許可を受けた日から1月以内に使用料を納入しなければならないと規定されている。同規定に基づき、適切な時期を納期限として設定して頂きたい。	平成29年度分については納入期限の是正を行うことはできないが、平成30年度については、条例に基づいて適切な納入期限を設定して処理を行った。 今後の対策として、条例の規定どおり適切に処理するよう関係職員に周知徹底した。
2	指導	介護保険料周知パンフレットの印刷業務契約について、契約書に基づく検査報告が遅延して行われている。契約書の条項に基づき、適切な時期に検査報告を行われたい。	平成29年度分については検査報告の是正を行うことはできないが、今後の対策として、契約書の条項の規定どおり適切に処理するよう関係職員に周知徹底した。
3	指導	平成29年度社会福祉法人等による利用者負担軽減制度事業補助金の確定に係る起案決裁文書について、多賀城市予算規則第22条第1号の規定に基づく市長公室長補佐（財政経営担当）及び市長公室長への合議が行われていない。	このことについては、多賀城市事務決裁規程及び多賀城市予算規則のとおり是正した。 今後の対策として、規程及び規則のとおり適切に処理するよう所属職員に周知徹底した。

指摘指導事項等に係る措置状況報告書

- 1 監査の種類 定期監査
- 2 監査実施日 平成30年6月8日
- 3 監査対象部署 子育て支援課
- 4 措置内容

番号	区分	監査結果内容	措置状況
1	指導	平成29年度児童手当交付金（被用者分）の精算交付決定に伴う歳入調定決議の変更を二回に分割して行っている。精算交付決定通知書の内容からすると、調定決議の変更を二回に分割して行う理由は見当たらない。精算交付決定通知に基づいて、適切に歳入調定決議を行われたい。	今後の対策として、多賀城市事務決裁規定及び会計事務の手引き等を踏まえ、補助金の交付決定に基づき歳入調定決議を行い、その都度適切に歳入調定決議を行うように平成30年7月2日開催の課内会議で所属職員全員に周知した。
2	指導	宮城県少子化対策支援市町村交付金の交付申請に係る起案決裁文書について、決裁区分を課長専決としているが、多賀城市事務決裁規程に基づくと正しくは部長専決となるものである。また、同文書において多賀城市予算規則第22条第3号の規定に基づく市長公室長補佐（財政経営担当）及び市長公室長への合議が行われていない。	宮城県少子化対策支援市町村交付金の交付申請については、申請済みであり、決裁区分を変更等することはできないが、今後の対策として、多賀城市事務決裁規定を踏まえ、正しい事務処理をするよう、平成30年7月2日開催の課内会議で、所属職員全員に周知徹底した。

指摘指導事項等に係る措置状況報告書

- 1 監査の種類 定期監査
- 2 監査実施日 平成30年6月22日
- 3 監査対象部署 健康課
- 4 措置内容

番号	区分	監査結果内容	措置状況
1	指導	母子健康センター2階和室、廊下木部塗装修理業務について、随意契約により契約を締結しているが、起案決裁文書には契約締結に係る決定内容が全く記載されていない。決定内容を記載し、随意契約の根拠を明確にされたい。	起案決裁文書に契約締結に係る決定内容について、平成30年6月22日付けで訂正を行い、随意契約の根拠を記載した。今後は文書作成時の確認等に万全を期して誤りを防止する。

指摘指導事項等に係る措置状況報告書

- 1 監査の種類 定期監査
- 2 監査実施日 平成30年6月27日
- 3 監査対象部署 生活支援課
- 4 措置内容

番号	区分	監査結果内容	措置状況
1	指摘	災害援護資金貸付金利子収入について、毎月の歳入調定決議が元金収入の科目で行われている。また、利子収入の科目に係る歳入調定決議については、年度末に一括して行っており、同時に元金収入に係る歳入調定決議も行っているが、両者の調定決議の金額に誤りが見られた。利子収入について、適切な科目で歳入調定決議を行うとともに、歳入調定決議の金額に誤りが無いようにされたい。	今後、適切に処理するよう関係職員に周知徹底するとともに、複数の職員による金額の確認を行うことを徹底した。
2	指導	平成29年度生活保護費県費負担金について、平成30年3月23日付けで交付決定通知があったが、歳入調定決議が行われておらず、その後、交付確定された時点で初めて歳入調定決議が行われていた。多賀城市会計規則第12条第1項の規定に基づき、補助金の交付決定の通知があったときは直ちに歳入調定決議票による決議をされたい。	今後、会計規則の規定に基づき、適切に処理するよう所属職員に周知徹底した。

指摘指導事項等に係る措置状況報告書

- 1 監査の種類 定期監査
- 2 監査実施日 平成30年6月29日
- 3 監査対象部署 社会福祉課
- 4 措置内容

番号	区分	監査結果内容	措置状況
1	指摘	有料道路通行料を年度当初に資金前渡の方法により支出しているが、年度末における精算処理を誤ったため、精算に係る戻入額が不足しているものが見られた。	戻入の不足分については、財政経営担当と協議し、平成30年度の歳入（雑入）で処理を行うこととした。 再発防止として管理台帳を作成し、毎月末に、複数の職員による残額の確認を行うことを徹底した。
2	指導	複数人による出張に係る復命書について、出張者のうち一人のみが復命書を作成しており、復命書の中で「他の者は同内容につき復命を省略する」と記載されていたが、職員服務規程第14条第1項の規定に基づき、出張者全員が復命しなければならない。	平成29年度分の復命書の是正はできないが、今後の対策として、平成30年7月24日の課内会議において職員全員に周知徹底した。また、出張後の復命書の文書作成及び決裁において適切に確認を行い誤りを防止する。

指摘指導事項等に係る措置状況報告書

監査の種類

定期監査

監査実施日

平成30年7月2日

監査対象部署

道路公園課

措置内容

番号	区分	監査結果内容	措置状況
1	指導	前年度からの継続分に係る道路占用許可に係る占用料について、納入期限を平成29年5月19日としている。道路占用料条例第3条第1項ただし書では、4月30日までに徴収することになっていることから、適切な時期を納期限として設定されたい。	平成29年度分については納入期限の是正を行うことはできないが、平成30年度については、条例に基づいて適切な納入期限を設定して処理を行った。 今後の対策として、条例の規定どおり適切に処理するよう関係職員に周知徹底した。
2	指導	緑道整備事業に係る土地売買について、9,440,415円で契約を締結しているが、契約締結に係る起案決裁文書について、決裁区分を建設部長専決としている。多賀城市事務決裁規程に基づくと、当該契約金額の場合の決裁区分は、副市長専決となるものである。また、多賀城市予算規則第22条第6号の規定により、市長公室長補佐（財政経営担当）及び市長公室長への合議が必要となるものである。	このことについては、多賀城市事務決裁規程及び多賀城市予算規則のとおり是正した。 今後の対策として、規程及び規則のとおり適切に処理するよう所属職員に周知徹底した。

指摘指導事項等に係る措置状況報告書

- 1 監査の種類 定期監査
- 2 監査実施日 平成30年7月5日
- 3 監査対象部署 下水道課
- 4 措置内容

番号	区分	監査結果内容	措置状況
1	指摘	多賀城市雨水流出抑制施設設置助成金について、交付要綱において都道府県民税及び市町村民税を滞納していないことを助成対象要件としているが、当該要件を満たすことを証する書類として、市県民税の課税証明書を添付させて助成金の交付を行っているものが見られた。課税証明書は税を滞納していないことを証明するものではないため、助成要件を満たすことを証する書類とはならない。	<p>申請時点での納税証明書等については、遡って発行することができないため、納税状況について申請者に確認したところ、税の滞納は無かった。</p> <p>今後の対策として、窓口の配布資料に「滞納がないことの証明書提出」と追記することと申請書類の確認を、係員2名体制で行い、誤りを防止する。配布資料の修正は平成30年8月1日に完了した。</p>
2	指導	行政財産使用許可申請書の提出が遅延していたことを理由に、許可開始日を遡って使用許可を行い、使用料を納入させているものが見られた。許可期間を遡及して使用許可することは適切ではない。	<p>平成30年度については、公有財産規則に基づいて適切な時期に許可申請書を提出してもらう。</p> <p>今後の対策として、財産条例や公有財産規則の内容に基づいて適切に処理するよう、平成30年7月31日開催の課内会議において所属職員全員に周知徹底した。</p>

指摘指導事項等に係る措置状況報告書

1 監査の種類

定期監査

2 監査実施日

平成30年7月10日

3 監査対象部署

市街地整備課

4 措置内容

番号	区分	監査結果内容	措置状況
1	指摘	普通財産の貸付について、行政財産の使用許可を通知文書により行い、貸付料についても財産条例に規定されている行政財産使用料の計算方法により算出していた。普通財産の貸付については、多賀城市公有財産規則に基づき契約方式により行うものであり、また貸付料についても、行政財産使用料の計算方法とは異なるものである。	<p>普通財産の有償貸付契約として起案し直し、多賀城市事務決裁規程第13条の規定により市長決裁を受けた。なお、貸付料については、多賀城市公有財産規則第25条の規定により、行政財産の使用料を考慮して定めたため、変更は生じないものである。また、契約相手方に書類を差し替えていただいた。平成30年8月6日処理完了。</p> <p>今後の対策として、規則に規定されているとおりに適切に処理するよう関係職員に周知徹底とともに、複数で確認を行い誤りを防止することとした。</p>
2	指導	普通財産の有償貸付契約に係る起案決裁文書について、市長決裁を受けているが、多賀城市予算規則第22条第6号の規定に基づく市長公室長補佐（財政経営担当）及び市長公室長の合議が行われていない。	<p>規則に規定されているとおり、市長公室長補佐（財政経営担当）及び市長公室長の合議を行った。平成30年8月6日処理完了。</p> <p>今後の対策として、規則に規定されているとおりに適切に処理するよう関係職員に周知徹底とともに、複数で確認を行い誤りを防止することとした。</p>